産業廃棄物　収集運搬業許可

◎ ＝ 積替え、保管を行うことができるもの　／　○ ＝ 取り扱うことができるもの　／　－ ＝ 取り扱うことのできないもの

許可品目	許可番号	燃え殻	汚泥※含水率85%以下に限る	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	※13号廃棄物	自動車等破砕物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
山形県	第0618080987号	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	－	－	－	◎	◎	○	○	－	－	－	－	－	○	◎	－
福島県	第00707080987号	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－
新潟県	第01509080987号	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－
埼玉県	第01100080987号	－	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－
神奈川県	第01402080987号	－	○	－	○	－	○	○	－	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－

特別管理産業廃棄物　収集運搬業許可

◎ ＝ 積替え、保管を行うことができるもの　／　○ ＝ 取り扱うことができるもの　／　－ ＝ 取り扱うことのできないもの

許可品目	許可番号	令第1号	令第2号	令第3号	令第4号	令第5号イ	令第5号ロ	令第5号ハ	令第5号ヘ
		廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃PCB	PCB汚染物	PCB処理物	廃石綿等
		揮発油類 軽油類 灯油類	pH2.0以下のもの	pH12.5以上のもの					
山形県	第0668080987号	◎	◎	◎	－			－	－

令第5号ニ、ホ及びト～ン	アルキル水銀化合物	水銀又は化合物	カドミニウム又は化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロメタン	四塩化炭素	1.2-ジクロロエタン	1.1-ジクロロエタン	シス-1.2-ジクロロエチレン	1.1-トリクロロエタン	1.2-トリクロロエタン	1.3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又は化合物	1.4-ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
汚泥	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	－
廃油	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	－	－	◎	－	－	－
廃酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	－
廃アルカリ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	－
鉱さい	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ばいじん	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
指定下水汚泥	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－